

厚生労働大臣が定める掲示事項等

1. 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令 第七条

当院は保険医療機関の指定を受けています。

2. 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等

(1) 入院基本料に関する事項

病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照ください。

(2) 北海道厚生局長への届出事項

別途掲示しておりますのでご参照ください。

(3) 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

(4) 保険外負担に関する事項

別途掲示しておりますのでご参照ください。

(令和6年12月1日)